

令和6年度物価高騰対応重点支援給付金について【国制度】

問合せ 町民福祉課 福祉担当 ☎0495-77-2112 FAX0495-77-2117

本給付は物価高騰による家計への影響が特に大きい住民税非課税世帯および住民税均等割のみ課税世帯に対して、1世帯あたり10万円を支給します。

- 【対象となる世帯】
- 令和6年6月3日時点で神川町に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税が非課税または住民税均等割のみ課税の世帯
 - ※世帯全員が課税者に扶養されている非課税世帯については、支給対象外です。
 - ※令和5年度の住民税について、「世帯全員の方が非課税」または「均等割のみ課税」により、既に同様の給付の対象となった世帯の方は、今回の給付の対象となりません。
- 【支給額】
- 1世帯あたり10万円(18歳以下のこどもがいる場合は、1人につき5万円を加算して支給)
 - ※こども加算は、10万円の給付が完了した世帯に対し、後日追加で給付します。

- 【申請方法】
- 給付金の対象世帯で、すでに口座の登録がある世帯へは、令和6年7月上旬から給付決定通知書を送付します(申請不要)。
 - また、口座の登録のない世帯へは、確認事項が書かれた確認書を順次送付します。内容を確認して必要書類を添えて返信用封筒にて提出をお願いします。
 - ※世帯員に令和5年度の課税情報がない方が含まれる世帯は、別途申請が必要となります。下記に該当する方がいる場合、お問い合わせのうえご申請ください。
 - 令和6年1月2日以降に転入した世帯員がいる世帯
 - 住民税未申告の世帯員がいる世帯等

申請期限:9月30日(月)当日消印有効

第3期総合戦略(R7～R11)を策定します

問合せ 総合政策課 企画調整担当 ☎0495-77-0701 FAX0495-77-3915

神川町の将来像についてご意見をお寄せください

合併により神川町が誕生し、早くも18年が経過しました。この間、新町の基本理念である「安全・安心」、「自立・交流」、「町民参画・協働」を基本理念としたまちづくりを進めておりますが、このたび地域の特性を活かした人口減少対策をさらに深化させていくため「第3期神川町総合戦略」を策定することになりました。

総合戦略の目指すもの

先般、民間の有識者で構成される人口戦略会議が公表した報告では、神川町も「消滅可能性自治体」に位置付けられ大きな衝撃を受けました。

町の人口減少対策につきましては、これまで第1期、第2期総合戦略を基本的な計画として子育て支援策や教育環境の充実等を中心とした対策を進めてきたところです。しかし「消滅可能性自治体」からの脱却、また人口減少に歯止めをかけるためには、さらなる対策が急務となります。そこで、これまでの取り組みを継承しながら地域の特性を活かした人口減少対策をさらに深化させていくため、「第3期神川町総合戦略」を策定します。

この計画は、これからの人口減少対策やまちづくりを進めていくうえでの基本的な計画となるものです。

町民アンケート調査にご協力ください

- ◎みなさんのご意見を計画に反映させるため町民アンケート調査を実施します。
 - ◎町内在住の18歳以上の2,000人を無作為に選定します。
- 該当となった方には7月中旬に調査票を郵送しますのでご協力をお願いします。



定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)

問合せ 総合政策課 企画調整担当 ☎0495-77-0701 FAX0495-77-3915

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税において、定額減税が実施されます。その中で、この定額減税を十分に受けられないと見込まれる方に対し、その差額を調整給付金として支給します。

- 【該当者】
- 定額減税の対象者で、定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る(減税しきれない)方
- 【定額減税可能額】
- 所得税分＝3万円×減税対象人数
 - 個人住民税所得割分＝1万円×減税対象人数
- 【調整給付金の給付額】
- 定額減税可能額が「令和6年分推計所得税額」または「令和6年度分個人住民税所得割額」を上回る場合、上回る額を1万円単位に切り上げて算定した額を給付します。

調整給付金の給付額 = ア + イ (1万円単位で切り上げ)

- (ア) 所得税分控除不足額
- 定額減税可能額(3万円×減税対象人数)－令和6年分推計所得税額＝所得税分控除不足額
- ※所得税分控除不足額が0円を下回る場合は0円
- (イ) 個人住民税分控除不足額
- 定額減税可能額(1万円×減税対象人数)－令和6年度分個人住民税所得割額＝個人住民税分控除不足額
- ※個人住民税分控除不足額が0円を下回る場合は0円
- (注)減税対象人数とは、納税者本人＋控除対象配偶者＋扶養親族(16歳未満を含む)の数です。なお、国外居住者は除きます。
- (注)納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外となります。

- 【申請方法】
- 調整給付金の対象となる方には7月中旬に給付決定通知書または確認書を送付します。確認書が送付された方は必要書類を添えて返信するかオンライン申請にて手続きをお願いします。

申請期限:10月31日(木)当日消印有効

B＆G海洋センタープール跡地施設整備工事が始まります

問合せ 生涯学習課 生涯スポーツ担当 ☎0495-77-4651 FAX0495-77-5066

令和5年4月に廃止されたB＆G海洋センタープールの跡地施設整備工事が7月から始まります。令和7年4月からのオープンに向け、安全に十分注意して工事を進めてまいります。

工事期間中、工事車両の通行や作業音などでご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

- 【工事期間】 令和6年7月～令和7年3月
- 【供用開始】 令和7年4月(予定)
- 【施設概要】 テニスコート(砂入り人工芝)1面、
3×3バスケコート2面 ほか
- 【請負業者】 真下建設株式会社



完成予想図